

総合講演



古代の国土計画

—中四国における条里の施行—

米倉二郎*

1. 序—国土計画は古代にも行なわれた—

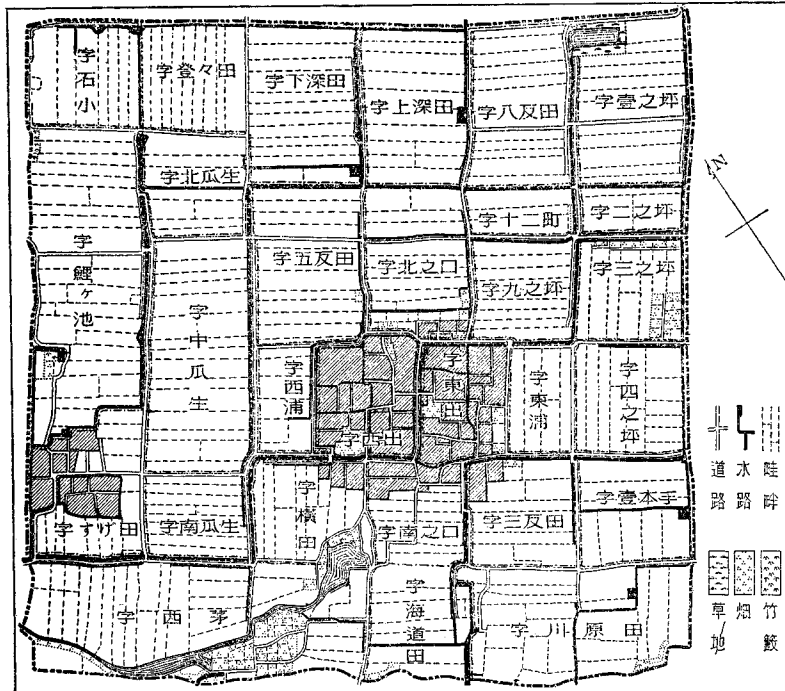
国土計画とは一つの国家がその領土を総合的に合理的に利用開発する計画であるとするならば、わが国ではじまりは中央集権的な統一国家が成立した大化改新の諸施策をあげることができよう。大化2年正月の改新の詔のその2に「初めて京師を修める」といって都市計画にもとづく帝都の建設を宣言し、畿内という今日の言葉でいえば首都圏を設立し、国郡の行政区画を設け、また駅

路を設けた。

改新の詔のその3では戸籍を作り班田収授の法を行なうことを述べ、五十戸を一つの里とする村落計画と田は長さ卅歩、広さ十二歩を段となし、十段を町となせという地割の計画を示している。これから述べようすることは、この班田制実施にともなった耕地計画・村落計画それと関連する地方都市の計画についてである。その計画は畿内を中心として全国の平坦部に施行された。これを一言にしていえば、大規模な耕地整理また道路・水路計画で、現代の最も進歩した土木技術を駆使して行な

れる土地改良や耕地整理も、その規模において1000年の昔に実施された条里制におよぶものがないといえよう。

図一 条里村落
(滋賀県栗東町十里)



2. 国土計画としての条里制¹⁾

(1) 条里制のあらまし

大化改新において実施された耕地計画は、その地番の命名の仕方からして後世条里制と呼ばれている。条里制は条と里を縦横の座標とする地番付けで、たとえば3条5里というように表現される。その単位になる里という区画は方6町の面積をもっている。当時は6町が1里であったから、つまり方1里である。

この里の境界には原則としてやや大きな道路と水路とが設けられたと思われる。さ

* 広島大学教授 文学部

て1里の内部は方1町ごとに碁盤割りにされ、結局方1町の区画が縦横6つずつで計36個ある。おのおの方1町区画は、地番の呼び方として坪と呼ばれ、1の坪から36坪まで番号が付けられた。これを坪並というが、1の坪の打ちはじめ、それから2, 3坪への数えの方向は国により郡によって異同があったようである。原則的には1の坪から6の坪への進行方向は条の進行方向と一致し、1の坪から6の坪までを第1列とし、7の坪から12の坪を第2列とすれば、第1列から第2列への進行方向は里のそれと一致したようである。図-1は近江湖東平野栗田郡の4条10里を示している。坪すなわち方1町の周囲にも畦畔と小水路が設けられて井然とした方眼割の地割が出現した。1町は60歩つまり60間(109m)で方1町の面積は3600坪、300坪1段とすれば1町2段にあたる。しかし当時は360坪が1段であったから方1町は面積の上でも1町であった。

この方1町区画は、1段画10筆に10等分されていた。改新の詔に規定したのは長さ30歩、広さ12歩で図-1の字巻本手の下半に示されるいわゆる半折型の地割であった。これから変化したと思われる長さ60歩、幅6歩という長地型がむしろ今日では多く残っている。

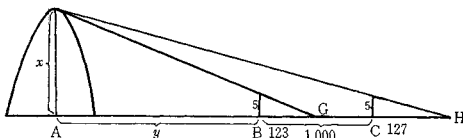
(2) 条里施行の技術²⁾

このように井然とした大計画を実施するにはかなり高い技術を前提としていたはずである。

大宝令の学令によれば、帝都に設けられた唯一の最高学府である大学では、法律のコースの他に算学・数学のコースがあった。そこでは中国で発達した数学のいろいろのテキストが教えられ卒業して算師といわれた。彼等は今日の技官に当り中央政府ならびに各国府に奉職した。天平7年(755年)の班田司の名簿によると、算師20人がこれにあげてある。条里はこれら算師によって施行されたもので、その教養からして測量や土工の技術が知り得られる。彼等が大学で履修したテキストの中で測量に関係深いのは周髀算径と海島算径で、前者は天体の観測にあたる方位の決定法を示し、後者は2本の表つまりポールを用いて、相似三角形の比例を利用して、実測によらずに水上および垂直距離を測定する法を説いている。

これを図解すると図-2のごとくである。すなわち、

図-2 海島算法の図解



図のごとく、海岸から沖合にある海島の高さを x 、海岸から島までの距離を y とし、2本の棒を海岸のB点にそれから1000歩離れた見透線上のC点にたてる。つぎにB点とC点とから見透線上を歩いて島の頂上とポールとの頂上を結ぶ線が地面に達するところをさがし、G点、H点をつける。かくて x と y を含む2組の相似三角形から二元連立方程式をつくり x および y を求める。

このほか九章算術というテキストでは方田といって面積の求め方、商功の章では堤防や溝渠の築造における土石量の計算例などが示されている。各地における条里の遺構を観察すると条里の方向は平坦な地形では東西南北に正しい方位をとるものが多いが、傾斜のある地形ではその方向にしたがっている。これは条里はただ耕地の区画や整理だけでなく、かんがい排水路計画をとまなっているからである。以上の測量技術によってこの程度の実施は決して困難でなかったと思われる。

実施の実際の手法を考えると、平野の中で適当な目標をえらび基線を設け、それに縦横に平行させて地割を行なったものであろう。3. 以下で中四国各地から例をあげて具体的に述べよう。

(3) 国府の計画

大化の改新で各地方を国という地方行政区画に分け、一国の交通中心に中央帝都を小規模にした国府という地方中心都市を作った。山口県の防府市は周防国府がおかれたので略して防府と呼ばれるのであり、長門の国府址が長府と呼ばれる。国府の規模が割合によく知られる唯一の例は、周防国府の場合で条里地割で方8町を占めている。その周囲に土塁があり、四隅にはそれを示す小社が祭られ、中央の道路は帝都のそれに準じて朱雀路と呼ばれたようである。創立当時は海岸にあって南に船着と市が設けられていたようである。政庁を国衛または国庁といい、現在の県庁にあたる。それは中央北寄りに方2町位を占めていたと思われる。国府の近くに奈良時代に国分寺が設けられた。

備前の国府は岡山市街の東北部旭川を渡ったところに

図-3 周防の条里と国府



国府市場という村が残っている。その西数丁に国長宮という神社があり、ここが国庁の跡と想定される。

国府は地方中心都市として農村と異なりその集落を府中と称した。また一国の神社を合祠した総社が設けられた。それで国府の名前は残らないが、府中とか総社などの名が残っている国府も多い。備後は前者の備中では後者の例である。備中国府も条里の上に計画され、これは方5町位の規模と想定される。

(4) 耕地および村落計画

条里の耕地計画はどのような基礎から作られたかは、興味深い問題であるが十分究明されていない。私見では最小の段区画は農作業を一日に終了させるという作業単位に関係するものであろうということ、また2段が班田の男子1人の口分田であったことにもよるであろう。その上の区画である方1町は、男3人、女3人つまり自然的家族の口分田に匹敵することと関係がないか、さらに方6町1里はこのような自然家族の30余戸分で1村落の面積を計画の基礎数値としたものではないかと思われる。先に改新の村落制は50戸を1里とすると述べたが、その前に30戸を1里にしたらしい種々の証拠をあげることができる。

もちろん現実に村落計画とする場合は、条里により耕地や原野を区画し、他方村落を分合して村界を決定したようで、大部分の村落はそのままの位置で改編されたかと思われるが、全く新しい村落を起立する場合には原理的な計画をとった場合が多かったことと思われる。

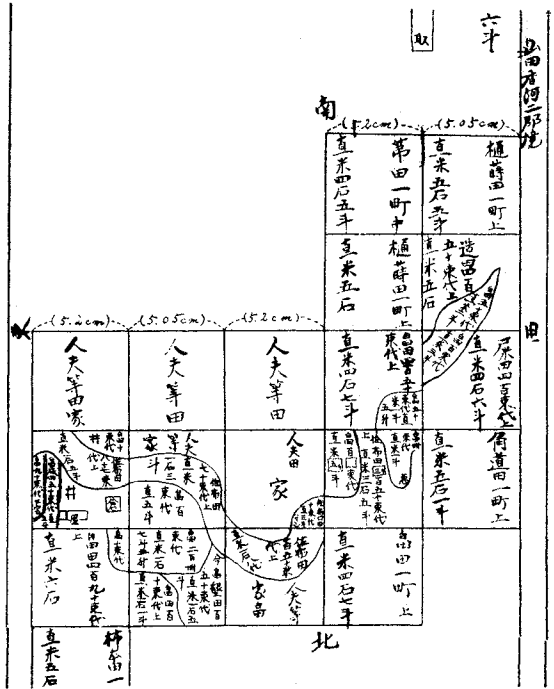
条里的な耕地村落計画は大化以前大和朝廷の屯倉などで行なわれたかもしれないが、以上のような形式に統一されて全国に施行されるようになったのは大化改新以降であった。その実施も国によって遅速があったろう。そして平安時代の始め頃まで班田が励行された間はこのことによって開発が進められた。その後班田制は衰えても一度整理された耕地、設けられた水路、畦畔はどのような社会となっても農業のために不可欠であるから維持されてきた。

条里の実施は畿内と中心に漸次全国に上げられたように畿内には顕著な遺構が残っている。山陽道、南海道諸国もそれに劣らぬ明瞭さで条里が遺存している。いな山間の小盆地、河谷平野まで徹底して条里を施しており国土計画の実施の上で中央と地方との間に軽重の差をつけていない。以下中四国各国の条里について略説しよう。

3. 四国における条里の施行

(1) 讃岐^{3),4)}

図-4 天平7年弘福寺田図



讃岐国つまり香川県では高松・丸亀の平野に条里の遺構がよく残っている。ここでは天平7年(735年)に作製された田図の写しと、その後間もなく、それを条里地番で記載した古文書があるので古代に遡って復原することができる。現在二条、三条、四条、六条などの地名一の坪、三六などの小字名などがあるので、それらと合せて讃岐の条里は郡ごとに東端を一条として西に数え、里は南の山麓から北の海岸に向かって数えたことと推定される。高松平野では条里の界線が由良山を基準点を選んで引かれたように見える。南北線は北12度東でこれはこの平野の傾斜にしたがったものである。田図には山田、香川郡界が記入されており、その位置もほぼ比定することができる。

高松平野の条里は高松市の西北部までおよび一部は海中に没しているように推定される。現在の高松市街地のうち近世の城下町の地割は条里と多少異なって引かれたようであるが周辺は条里が残っていたので、その後都市化した地区はかえって古代の条里にしたがった町割となっている。

丸亀平野でも中世の善通寺の庄園図が残り、条里がよくわかる。

(2) 阿波^{5),6)}

阿波すなわち徳島県でも吉野川および那賀川の流域平野に条里が施行された。ここでも天平宝字2年(758年)に作製された東大寺新島庄図がある。五条、六条などの

図-5 高松平野の条里と弘福寺嶺山田郡田図の位置比定

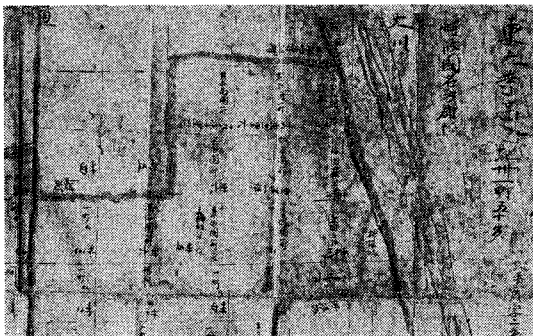


地名もあり、条は郡ごとに西端から東端に向かって呼ばれたことがわかり、里は南から北に読んでいることが古図からも知られる。吉野川の河道が古来変遷をくりかえしているの古図の位置は徳島付近であるが河床にたってしまうようである。

(3) 伊予⁷⁾

今治・松山の平野によく残っている。伊予国府は越智

図-5 新島庄図



郡にあったことはわかるが位置が不明であった。片山才一郎、池内長良氏等の研究によって今治市富田に比定される。府の南の遍路道の両側に大道ノ下、大道ノ上の小字があって、この道は大道で古代の駅路に当ることがわかる。

松山平野の条里も明瞭で松前町横田は条里の約二里にわたっているが南の一里が中心であったようで近江の十里と全く同じ集落立地を示している。

(4) 土佐⁸⁾

土佐すなわち高知県では物部川流域のいわゆる香長(香美郡・長岡郡)平野に条里の跡が顕著に認められる。ここでは条里の南北線が北12°東の方位をもっている。これはこの平野の傾斜の方向にしたがったものであると思われる。しかしどのようにしてこの方向が得られた想像を許すのみであるが、物部川河口右岸現在高知大学農学部になってなくなったようであるが命山といって28.2mの孤丘があった。他方物部川扇状地の扇頂に近く明治村岩積という部落があり、ここに堰留石留神社があり884年に位を設けられているが、そこに巨岩があって洪水にも浸されなかったという。これと命山の

図-7 高知平野の条里

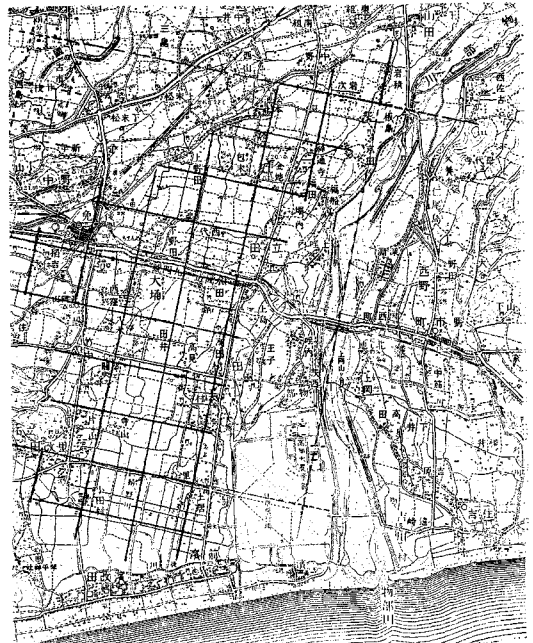
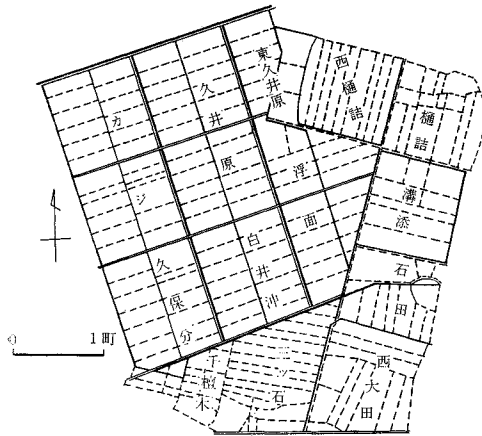


図-8 南国市箱生(古い地割をおおった新しい地割)



見透線がちょうど条里の方向で6町置きの界線に当たっている。堰留は物部川に石造の堰堤を設けて香長平野のかんがい水路を作ったことを示している。岩積の南に立石という部落がある。ここは東に物部川対岸の111m丘陵、西におそらく国分寺の七重塔をのぞんで東西の基準線を設定し、南北との交点に石柱をたてたことから地名が起こったのではないかと考えられる。

このように整然とした条里があるのに近代の耕地整理がそれと全く無関係に行なわれた例がある。そのように実施しなければならなかった必然的理由もあまり見出されないので、既存の計画を知っておったならばもっと合理的にできたことと思われる。

4. 山陽における条里の施行

(1) 備前・備中・美作^{9),10)}

この三国は現在岡山県を構成している。上古の吉備国で山陽地方では最も早くから開けていた。それで条里もよく実施された。岡山平野に特によく残っている。岡山市北部は正確に東西、南北の方位をもって条里が施かれた。

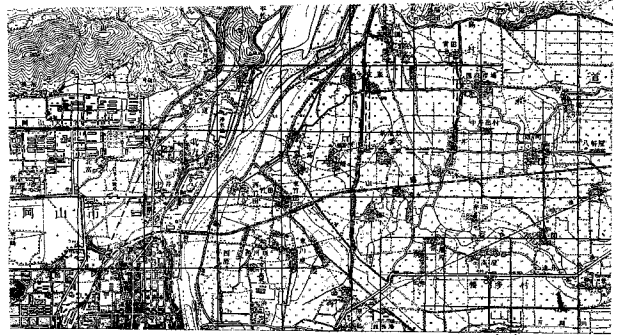
旭川の左岸を上道郡、右岸を御野郡とした。国府は御野郡にありと和名抄にあるが、その遺址は旧上道郡高島村の国府市場、国長宮付近である。それで旭川がかつてはその東部を流れて、この辺まで御野郡に属したようで、御野郡の条里を復原して、それを延長するとちょうどあてはまる。

岡山市街地は近世の城下町もその前に存在した条里を利用して計画されている。その後に発展した市街地には条里の道路系がそのまま生きている。たとえば旧兵営現在の岡山大学構内を貫通する主要道路は条里の界線の道路である。

赤磐郡山陽町仁保は小盆地であるが条里がよく行なわれている。その測量の基点とおぼしきところに睨み石という高さ1.30m角の花こう岩中が立てられている。3個のにらみ石のうち2個は位置を多少異動しているが、見透線に縄を張って区画したので、その線を縄手または縄目といったようで、ここではつづめて「なめ筋」というている。

備中でも小河谷平野によく条里が残り、津山盆地では地盤の傾斜の多少の変化を無視して画一的な条里を敷いている。それで一丁ごとの畦畔は縦横に通っているが、その中では等高線にしたがった地割に変わってきたところも見受けられる。

図-9 備前の条里と国府

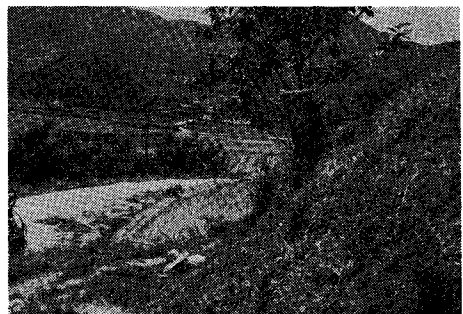


(2) 備後・安芸¹¹⁾

この両国は広島県となっている。備後は吉備の一部であった。芦田川流域の神辺平野に条里がよく残っている。安芸は平野がすくないので著しいものは見出されない。西条の盆地ではその中央を縦断する条里線を境に、中世になってから東部を東条、西部を西条と称するようになったようである。一条、二条、三条と数詞で呼ぶのが正確であるが狭いところでは一括して東西にまたは南北に大分けにした方がむしろ便宜であったからと思われる。それで東・西条とか南・北条とかの地名のある所は条里が敷かれたところと見ることができる。

どんな狭い河谷でも原則として条里を作って行った。

図-10 岡山県山陽町下仁保のにらみ石



図一11 広島市北郊安古市町付近下方山麓の条理の遺構



太田川河谷もその例にもれず土地の傾斜の変わりに応じて、方向が変わる条里が断続している。

(3) 周防・長門

周防の条里は国府の計画と平行して行なわれたらしいことは先に述べた。同じ佐波郡でも佐波川右岸では谷平野の方向にしたがって東北西南とそれに直交する地割となっている。

山口盆地ことに湯田付近も見事な条里があり北部の宮野地方には文献が残っているので昔の姿が復原される。

5. 山陰における条里の施行

(1) 因幡・伯耆¹²⁾

岩永実教授の詳細な研究がある。鳥取平野では東西南北の正方位の条里が千代川の両岸に展開している。そして両岸ともに条里は南北の二大区に分けられ、それぞれ北一条、北二条……、また南一条、南二条のごとく呼称する。南北の界線は右岸では大路の105m 孤立丘陵を過ぎる東西線であり、左岸ではこれより二里北上したところに求められる。この界線を境にして北一条と南一条が相対し、それから北では北方へ、南では南方へ二、三条と数えている。この大路孤丘は条里測量の基点に選ばれたであろう。

伯耆では天神川の流域に倉吉平野および東御池周辺地区に残っており、また大山山麓の平地線に日野川の流域にも見られ、そこではかなりの傾斜地にまで条里を強行しており、津山盆地に見られたように、1町ごとの畦畔は通っているが、その中での各筆な等高線に沿って割られている。

因幡の国府は鳥取市東南の国府町、伯耆のそれは倉吉市に求められるがその府域の推定はなお困難である。

(2) 出雲・石見¹³⁾

出雲の斐伊川は古来土砂の流出がはげしく出雲平野を埋めてきたので、ここでは条里も埋没されたようである。松江市東部の意宇川流域の小平野に条里の跡が明瞭で、ここに国府がおかれた。旧出雲御村の小字上夫敷、下夫敷は府敷で国府の跡とされている。その後国分寺址が発掘され、これから南下する条里に沿う幅約20尺の敷石道路の存在が確かめられた。松江市内の旧講武村は宍道湖北岸の小平地であるが条里の遺構が追跡され得る。

石見も山国で沿岸の太田、仁摩、国府、益田などの小平野に条里の呼名や遺構が散見される。

6. 結 語 一条理制に学ぶ一

条里がかくも大規模に徹底して行なわれたのはいうまでもなく土地の私有を廃して公収し、これを整理して一定面積を公民に班給するという土地制度の大改革が根本にあったからである。

条里は原則として郡を施行単位とする広域計画で、耕地だけでなく、道路、用排水路計画を含むものであった。さらに原理的には集落計画であり、それは都市と村落にわたって一体的に行なう立前であった。

明治以降のわが国の都市は第2次産業中心に自由放任無計画的に拡大し、近郊農村を蚕食しており、また遠郊の農山村は最近人口流出により廃村化の傾向が強まっている。ことに中四国の山村では挙家離村による過疎問題が深刻化している。

都市計画法の改正が行なわれんとしているのは遅きに失したとはいえまさに緊急の時務であろう。この際広く農村計画を含めた総合的な国土計画が必要である。

古代における国土計画が中四国という地方にあっていかに徹底して行なわれたかを温めたことが新しきと知る手がかりの一助ともならば幸いである。

参 考 文 献

- 1) 米倉二郎：東亜の集落，昭和35年。
- 2) 米倉二郎：条里施行の技術，広島大学文学部紀要，17号，1960。
- 3) 米倉二郎：庄園図の歴史地理的考察，広島大学文学部紀要，12号，1957。
- 4) 高重 進：讃岐の条里，広島大学文学部紀要，25.1，1957
- 5) 福井好行：阿波の歴史地理 第一，昭和39年
- 6) 服部昌之：阿波条里の復原的研究，人文地理，18.5，昭和41年
- 7) 池内長良：伊予の条里制研究とその現状，伊予史談，166，167号，昭和37年
- 8) 谷淵梅龜：土佐の条里，未刊
- 9) 永山卯三郎：岡山県における条里の遺蹟調査報告，昭和3年
- 10) 石田 寛：岡山市域の条里，岡山市史古代編所収
- 11) 西村嘉助：広島周辺の条里分布と地形，広島大学文学部紀要，15号，1959
- 12) 岩永 実：鳥取県における条里地域の研究(1)，(2)，鳥取大学学芸学部 研究報告，10の2，13，昭和34，37年
- 13) 中沢四郎：出雲・石見における条里制，人文地理，2，1，1950

(1967.5.27・広島市見真講堂にて講演)